

No	質問事項	回答
1	事業者ですが補助対象団体となりますか。	対象となります。ただし、実施を予定している事業が、特定の個人又は団体の専らの営利を目的としているものであれば対象となりません。（その事業の実施によって構成員に利益を配分するなど）
2	活動実績はあるのですが、団体の規約がありません。補助申請はできるのでしょうか？	団体規約は必須です。廿日市市持続可能な宮島観光地域づくり補助事業募集要項（以下「要項」という。）「7 応募方法提出書類【必須書類】」に示すとおり、企画提案書類の提出までに団体規約を整えてください。
3	補助対象となる「宮島まちづくり基本構想」を具現化するための持続可能な宮島観光地域づくりに継続的に取り組む事業とは具体的にどのようなものですか。	これまでの採択事業として、持続可能な観光地域経営の実現に向けた清掃活動や、伝統の再興と次世代の継承のための伝統行事ワークショップの実施、宮島の歴史的建造物の価値を再認識し、地域で活用や保存を考える勉強会の実施等があります。 検討している事業が、当補助金の対象となるかどうか事前にご相談ください。
4	補助対象とならない事業として、「単年度のみ単発的な事業やイベント」とありますが、具体的にどのようなものですか。	そのとき限りの祭りやイベント等をいいます。ただし、祭り等の実施が事業目的を達成するための一つのプロセスとして不可欠な取り組みであれば、補助対象となります。
5	国・県等の補助金等制度を利用する事業であっても補助対象となりますか。	要項「3 補助対象事業※」に示すとおり、国や県等の補助金・助成金等（廿日市市が実施する補助金等を除く）の交付を受けている場合も交付申請が可能です。ただし、他補助金・助成金制度も当補助金同様に認めていること、他の補助金・助成金と合算した補助金額が補助対象経費以内となることを満たす場合に限りです。 他の補助金制度を利用する（予定も含む）場合は、企画提案書の添付書類「収支予算書」に記載してください。
6	6月に事業を予定しているため3月から準備をしていますが、その経費は補助対象となりますか。	補助対象となりません。補助対象となる経費は、補助金交付決定以降に発生、契約、支払いをする経費です。
7	参加費を徴収するなど、有料で行う事業は補助対象となりますか。	対象となります。ただし、補助対象事業によって得た収入と補助金交付決定額の合計が補助対象経費を上回る場合は、その上回る額を補助金交付決定額から減額します。 【例】 収入：70万円（補助事業によって得た収入20万円＋補助金交付決定金額50万円） 支出：50万円（補助対象経費50万円） ⇒収入70万円＞支出50万円になるため、差額の20万円を返還することになります。 収入があれば、あることがわかるように収支予算（決算）書に明記してください。 なお、専ら利益のみ（構成員に事業で得た利益を分配するなど）を目的とした事業は補助の対象となりません。
8	交付決定後に事業内容が拡大したため、事業費も増加しました。増加分を変更申請することは可能でしょうか。	補助金の交付決定後、申請者の都合で対象経費の総額を増額することは認められません。超過分は金額自己負担になります。補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、要項「11 事業実施の留意事項」を参照してください。 逆に、当初の予定より少ない経費で実施できた場合は、実際にかかった金額に応じて補助金は減額されます。

9	初年度採択されませんでした。事業は実施し、2年度目も継続して実施予定です。この場合の補助年度の数え方はどうなりますか。	事業実施2年度目であっても、補助金申請年度は初年度となります。
10	補助金はいつ支払われますか。	原則として事業が完了し、実績報告書を提出し、市がその内容を審査し適正と認めた後となります。しかし、事業の円滑な遂行のために必要があると認めるときは、補助金の概算払いにより支払いすることがあります。